

第4章 テーマ別の方針

1 まちの特性を生かし住環境と商業工業が共存するまちづくり ～土地利用の方針～

【基本的考え方】

現在の土地利用の規制・誘導の仕組みを前提としながら、丘のまち・川のまち・海のまちの各地域の特性に応じて適正な土地利用を進めます。これにより、健全な市街地の維持・更新、自然環境の保全、防災に配慮した環境改善及び計画的な基盤整備を適切に進め、将来世代に継承していける豊かな生活環境を創出します。

また、大規模な土地利用転換及び住宅、商業施設等の大規模な施設整備が行われる際には、周辺環境への影響に配慮した適切な計画を誘導するとともに、周辺の公共施設の適切な配置についても検討します。

さらに、土地利用の転換が一定の区域に進んだ場合は、用途地域を含めた都市計画の変更等を検討します。

【課題】

- 人口増加への対応
- 高齢化に対応した住環境の整備
- 内陸部の工業集積地域の土地利用転換への対応

【方針】

(1) 住宅地域

住宅地域においては、基本的に現在の住環境の維持・向上を図ります。また、水と緑の環境の保全、充実とともに、狭あい道路の拡幅、燃えにくい建物への更新、オープンスペースの確保などにより災害に強いまちづくりを進めます。

- 低層住宅地**は、低層の戸建て住宅を中心とした土地利用とします。
- 中層住宅地A**は、戸建て住宅及び中低層の集合住宅が共存する土地利用とします。
- 低層住宅地、中層住宅地A**においては、宅地内の緑や樹林地等を保全し、緑の潤いの感じられる住環境を形成します。また、緑地や農地を開発する際には、現在の住環境に配慮した良好な環境が形成されるように誘導します。
- 中層住宅地B**は、戸建て住宅、中層の集合住宅及び、店舗、事務所が共存する土地利用とします。
- 沿道市街地A**は、沿道や後背地の環境に留意しながら、道路整備に合わせて高度利用を図り、中低層の集合住宅、日常的な買物・サービス施設が立地する市街地とします。国道15号沿いでは、商業・業務・住宅等の共存が図られた複合的な機能集積を誘導します。
- 沿道市街地B**は、戸建て住宅、中層の集合住宅及び商業・業務施設が立地する市街地とし、高度利用を図ります。

(2) 商業・業務地域

商業・業務地域は、区の活力形成に資する重要な地域として維持、充実を図ります。また、駅周辺等においては、身近な生活の拠点となる地域として、多様な都市機能が集積する個性ある市街地づくりを進めます。

- 中心商業業務地**は、商業・業務機能を中心として、都市型住宅の立地、更新を誘導し、駅周辺の利便性を生かしながら高度利用を図ります。特に、多くの人が利用する公開性のある場所では、視認性の高い緑化を行うなど、緑豊かなにぎわいの空間の創出を図ります。
- 商店街形成地**は、住宅地域における歩いて暮らせる範囲の生活機能を充足させる日常的な生活拠点として、商店街の活力を維持しながら、商業・業務や生活サービス機能、地域コミュニティ施設の充実を図ります。

(3) 内陸部の工業地域

内陸部の工業地域は、基本的にその操業環境を維持し、区の活力形成に資する重要な地域として適正な密度の利用、充実を図ります。

- 住工共存地A**は、工場等の操業環境を維持しながら、商業・業務、住宅等の共存した土地利用とします。土地利用転換の際には、周辺企業の操業環境に配慮するとともに、住宅開発が行われる場合は、未就学児童増加に伴う待機児童対策や児童生徒の急増対策など、年少人口の推移に応じた対策、歩道や公園をはじめとする周辺住民の生活に寄与する施設について検討します。
- 住工共存地B**は、工業・流通業務系の施設を中心とした土地利用とします。また、工場等の立地、操業環境を土地利用調整制度やルール等の活用により維持するとともに、敷地や沿道の緑化等を誘導し、環境共生に配慮した地域を形成します。土地利用が転換される場合は、周辺地域への影響やインフラ・公共施設等の状況を考慮するとともに、周辺環境と調和するよう再整備を誘導します。

(4) 臨海工業地域

臨海工業地域は、広域交通の利便性、東京都心部や羽田空港と近接する立地優位性を生かし、既存の製造業等の振興や、現在増加しつつある物流事業や成長分野の発展を支える、我が国の代表的な産業拠点として、活力と魅力のある地域を形成します。また、地域の国際的な競争力強化を目指し、交通基盤の整備や防災性の向上を図ります。あわせて企業との連携により、緑化や環境共生への配慮、景観形成を誘導し、将来に継承できる質の高い就業環境へと転換します。

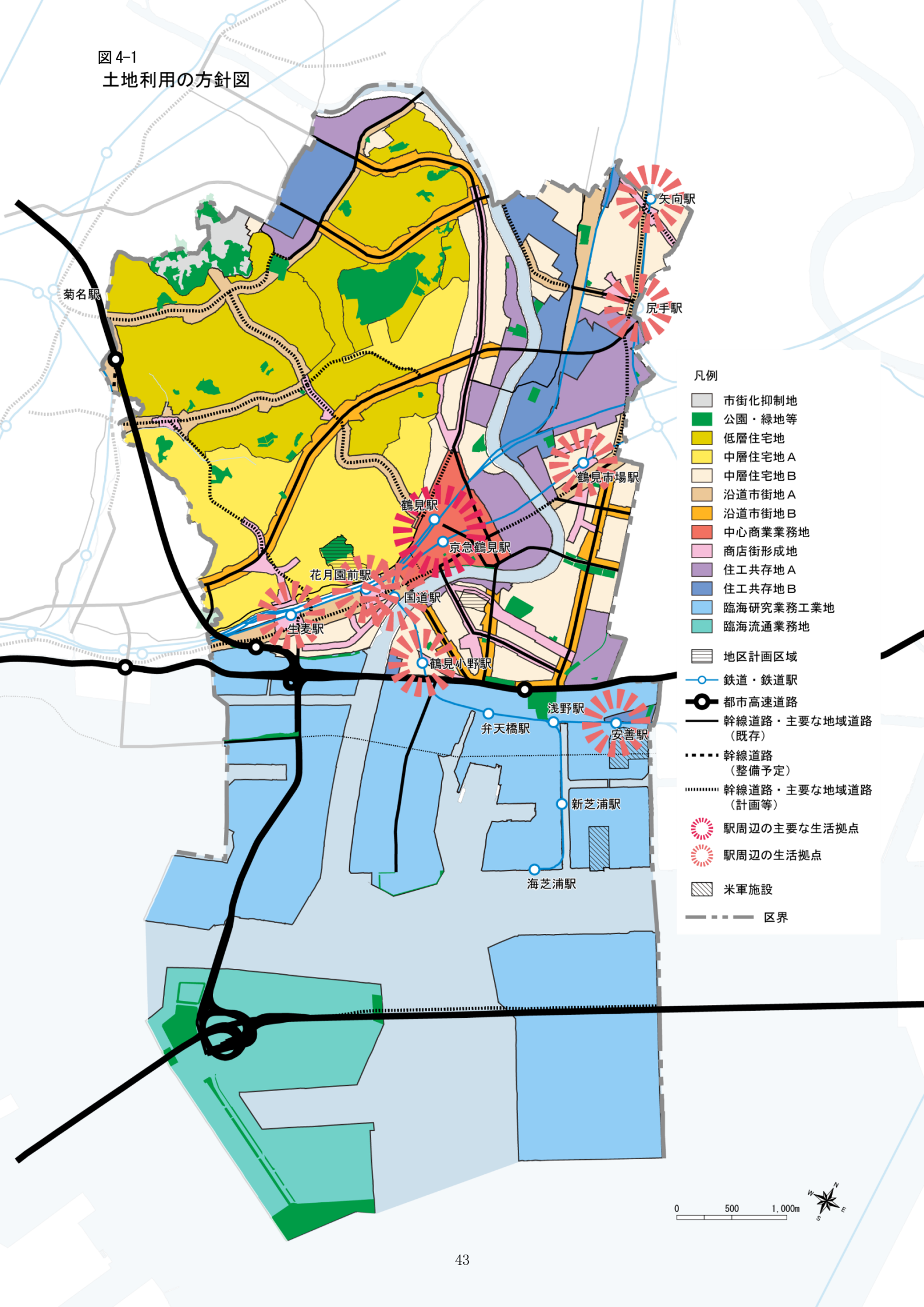
- 臨海研究業務工業地**は、既存の生産機能、物流機能、研究開発機能の高度化・更新を図りながら、工業・流通業務及び研究開発業務の施設を中心とした土地利用とします。
- 臨海流通業務地**は、国際コンテナ戦略港湾にふさわしいコンテナふ頭の再編・強化や適切なふ頭整備を進め、物流関連施設が集積する土地利用とします。また、大型旅客船の受入れに対応する施設整備と、旅客者上陸時の滞在環境整備を進めます。
- 良好な就業環境の形成と、来街者を呼び込むにぎわいの創出のため、利便施設等やインダストリアルエンターテイメントの機能の導入を、民間企業との連携により進めます。
- 生産機能の再編等に伴い、遊休地が生まれる場合は、将来的な利用動向を把握しつつ、適切な土地利用の誘導を図ります。
- 米軍施設について、返還された場合には、民間土地所有者等と跡地利用の検討を進めます。

(5) 市街化抑制を図る地域

市街化抑制を図る地域においては、谷戸・台地の農地、斜面緑地等の維持・保全により、自然的土地利用を継承します。

- 市街化抑制地**は、市街化を抑制し、樹林地や農地を保全します。また、福祉施設等の整備が行われる場合には、周辺環境との調和を誘導します。
- 公園・緑地等**は、まとまりある緑の環境として、適切な維持管理や緑地保全制度等の活用により、身近に緑が感じられる環境を保全します。

図 4-1
土地利用の方針図



凡例

- 市街化抑制地
- 公園・緑地等
- 低層住宅地
- 中層住宅地A
- 中層住宅地B
- 沿道市街地A
- 沿道市街地B
- 中心商業業務地
- 商店街形成地
- 住工共存地A
- 住工共存地B
- 臨海研究業務工業地
- 臨海流通業務地
- 地区計画区域
- 鉄道・鉄道駅
- 都市高速道路
- 幹線道路・主要な地域道路 (既存)
- 幹線道路 (整備予定)
- 幹線道路・主要な地域道路 (計画等)
- 駅周辺の主要な生活拠点
- 駅周辺の生活拠点
- 米軍施設
- 区界



2 安全・快適に移動できる交通基盤づくり ～都市交通の方針～

【基本的考え方】

区民の安全・快適な移動や、公共交通や物流における効率的・円滑な輸送を推進するとともに、移動の障害となっている鉄道や幹線道路などによる**地域分断のさらなる改善**を目指します。

また、高齢社会、環境負荷低減に配慮し、**公共交通の利用環境整備、安全で快適な歩行空間の充実及び自転車利用環境の整備**を推進します。さらに、近接する羽田空港の国際化、首都圏の交通ネットワーク形成と高度化や、我が国を代表する産業集積地である京浜臨海部の活性化に寄与する**広域交通の整備**を推進します。

【課題】

- 鉄道や幹線道路による地域間の分断のさらなる改善
- 幹線道路の整備促進と慢性的な渋滞への対応
- 都市機能としてふさわしい鉄道網の充実
- 高齢化に伴う公共交通サービス需要への対応
- 歩行空間の安全確保
- 自転車交通マナー向上、放置自転車対策

【方針】

(1) 道路網の整備の推進

首都圏、横浜市、地域の自動車交通円滑化に向け、幹線道路等の整備を進めます。整備にあたっては、地域の防災性向上、街路樹の植栽等により沿道環境との調和を図るなど、周辺的生活環境に十分配慮します。また、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、計画の優先度の検証を行い、合理的な交通ネットワーク形成を検討します。

ア 都市計画道路等の整備

- 浜町矢向線については、鉄道により分断されている区南北間の移動環境の改善、鶴見溝ノ口線の交通負荷の緩和、緊急車両の通行機能確保を図るため、整備を推進します。
- 大田神奈川線については、地域の渋滞解消を図るため、整備を推進します。
- その他の都市計画道路について、「都市計画道路の優先整備路線（平成28（2016）年3月改定：横浜市）」に基づき整備を進め、幹線道路や高速横浜環状北線との交通ネットワークを形成します。
- 鉄道により分断されている区南北間の移動環境については、都市計画道路の整備等様々な手段により改善を検討します。

イ 踏切の安全対策

○生見尾踏切については、エレベーターを備えた新たなこ線人道橋の整備を行い、歩行者の安全確保を図ります。JR南武線矢向駅周辺の横浜市域における立体交差化については、事業効果や財政状況、川崎市の進捗状況等を勘案しながら、事業の有効性などについて、検討していきます。このほかの踏切についても「踏切安全対策実施計画（平成28（2016）年3月：横浜市）」に基づき対策を進めます。

○こ線人道橋については、エレベーターの設置等バリアフリー化を目指します。

ウ 鶴見川の橋りょうの整備

○末吉橋については、架け替えを行うとともに、安全な歩行空間の確保、交差点改良によって川崎町田線の慢性的な混雑の解消を図るため、整備を推進していきます。

○末吉橋～新鶴見橋間においては、鶴見川を横断する橋りょうの新設について、区民のニーズや周辺交通の状況等を考慮しながら適切な整備計画を検討し、歩行者の利便性の向上を図ります。

エ 京浜臨海部の交通環境改善

○鶴見臨海幹線道路は、横浜・川崎の臨海地域を連絡し、連携強化する道路であり、川崎市側との連続性や将来の土地利用状況を考慮し、構想路線として長期的に検討を行います。

(2) 鉄道・バスをはじめとする公共交通網の充実

環境負荷の低減と利便性の向上を実現するため、公共交通を重視した環境整備を進めます。

ア 鶴見駅の利便性向上

- 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）から直通する電車の鶴見駅停車を目指し、ホーム設置及び駅舎改良の検討を進めます。あわせて歩行者デッキ等の整備による回遊性向上、大型バス等の受入れ環境充実、多くの人が集うことができる施設等、交通ターミナルとしての機能の充実を検討します。
- 京急鶴見駅への特急電車の停車など、さらなる利便性の向上について、鉄道事業者の協力を得ながら実現に向け検討を進めます。

イ 鶴見線の利便性向上

- 鶴見線については、末広区域へのアクセスを担う重要な路線として京浜臨海部と鶴見駅周辺地区との連絡を強化するため、朝夕時間帯の輸送力確保による混雑緩和や昼間時間帯のサービス水準拡充に向け、鉄道事業者と連携しながら検討を進めます。

図4-2 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）



出典：横浜市都市整備局資料より

図4-3 都市交通の方針図（鉄軌道）



出典：横浜市都市整備局作成

ウ 東海道貨物支線の貨客併用化

○地域の活性化や、並行する鉄道路線の混雑緩和、災害等の代替経路確保、京浜臨海部と（都心部や）横浜都心のアクセス利便性の向上等の効果が期待できる東海道貨物支線の貨客併用化（京浜臨海線）について、今後の土地利用など将来を踏まえ、沿線自治体で構成される東海道貨物支線貨客併用化整備検討協議会と連携しながら長期的に検討を進めます。

エ 横浜環状鉄道の整備

○横浜市内の主要な生活拠点相互のアクセスを向上させるとともに、区内南北方向の移動利便性の向上を図るため、鶴見駅と日吉駅を結ぶ横浜環状鉄道の整備に向けた取組を検討します。

オ バスや地域特性に合わせた交通サービスの充実

○坂道が多い等の地域環境、高齢化により自家用車の運転が困難になる等の理由による公共交通サービスの需要の高まりに応じ、地域に適した交通手段の導入を検討します。

○高齢者やベビーカー利用者等の需要に応じ、低床バス等の利用しやすい車両の導入を誘導します。

○京浜臨海部においては、民間企業との連携や社会実験等を通じ、利用実態に応じた輸送力の強化や、通勤環境等の改善に資する効率的な移動手段の導入について検討します。

（3）安全で快適な歩行空間づくり

駅、公共施設周辺等の主要な道路の歩行空間確保を進め、安心して快適に歩けるネットワークを広げます。また、通学路や狭あい道路、散策や健康づくり等に資する歩行空間など、地域特性に応じた整備を進めます。

○通学路や歩行者の多い道路等では、順次歩道の整備を進めます。歩道を設けることが困難な箇所については、安全な通行の障害となる看板の撤去、電柱の移設及びカラー舗装等により、歩行空間の確保を目指します。また、高齢者や車椅子利用者も利用できるように、バリアフリーに配慮した整備を進めます。

○大型商業施設等が整備される場合は、施設周辺の歩道の確保、駐車場の確保による渋滞対策を推進します。また、駅までの送迎等過度に自家用車に依存しない公共交通によるアクセスの促進を適切に誘導します。

○鶴見川に架かる橋りょう及び幹線道路や鉄道を横断するための歩道橋、こ線人道橋及び地下道等について、歩行者の安全性及び利便性の向上を図るための対策を検討します。

○学校周辺においては、日常的な交通安全対策や、地域の交通安全意識の向上を、スクールゾーン対策協議会を中心とした地域、学校との協働により推進します。

(4) 自転車利用の環境整備

環境にやさしく、手軽に移動ができる自転車交通を重要な移動手段として位置付け、安全で利用しやすい自転車交通の環境整備を進めるとともに、ルールへの遵守や利用マナーの向上を進めます。

ア 違法駐輪対策

- 鉄道駅周辺においては、既存駐輪場の改善や民間施設での整備を含め、利用しやすい駐輪場づくりを検討し、自転車等放置禁止区域における違法駐輪対策を進めます。
- 商業施設やマンション等の整備にあたっては、適切な駐輪場の確保が図られるよう誘導します。

イ 自転車通行空間の整備

- 幹線道路に加え、鉄道駅周辺など自転車の集中する場所において、自転車が快適に走行できる環境の整備を推進します。

ウ 自転車利用のマナー向上

- 自転車の通行や駐輪方法等自転車利用のマナー向上のため、自転車通行空間や放置禁止区域などの「見える化」や自転車利用ルールの啓発を図ります。

図 4-4
都市交通の方針図



- 凡例
- 幹線道路
 - 既存
 - 整備予定
 - 計画等
 - 主要な地域道路
 - 既存
 - 計画等
 - 橋梁 (対策を検討するもの)
 -
 - 高速道路
 - 既存
 - 計画
 - 自転車道
 - 既存
 - 計画
 - バス路線
 - 既存
 - 計画
 - 鉄道
 - 既存
 - 神奈川東部方面線 (相鉄・JR直通線の運行ルート)
 - ◀◀◀◀ 横浜環状鉄道
 - ▶▶▶▶ 東海道貨物支線の貨客併用化(京浜臨海線)の検討
 - ▼ 踏切 (対策を検討するもの)
 - - - 区界



3 鶴見川を生かし緑を創出するまちづくり ～都市環境の方針～

【基本的考え方】

区民に身近な憩いの場として、**鶴見川を中心とした豊かな水と緑の環境を形成**します。**公園等の身近な緑の充実、丘のまちのまとまりのある樹林地や農地の保全及び京浜臨海部の緑化の推進**により、潤いのあるまちづくりを進め、次世代に引き継ぎます。あわせて、**地球環境に配慮した脱炭素・低炭素型のまちづくり**を推進し、環境負荷が少なくエネルギー効率の良い都市環境を形成します。

【課題】

- 鶴見川を生かしたまちづくりの取組の推進
- 緑被率の低下を踏まえた緑の創出
- 地域団体や民間企業と連携した緑化活動の継続
- 地球温暖化やヒートアイランド現象への対策

【方針】

(1) 自然の保全・回復

鶴見川の多様な動植物の生息環境や、樹林地などの貴重な自然を、誰もが身近に自然や生き物に触れ合える環境として保全、回復します。また、地域の歴史的景観との調和や、防災への配慮、水と緑の環境を連続的に感じられるネットワークづくりにより、豊かな生活環境を形成します。

ア 水辺の自然を保全・回復する

- 鶴見川河川敷のヨシ、オギ原や、生麦地先の鶴見川河口干潟等をはじめとした、トンボやアユなどの生物が生息・繁殖できる環境の保全、回復を図ります。あわせて、鶴見川の水質の向上について、引き続き取り組みます。
- 住宅地や公共施設等における雨水浸透施設の設置や、湧水の保全、下水処理水の有効利用等により、流域の健全な水循環の回復を推進します。

イ 樹林地を維持・保全し、活用する

- 三ツ池公園、獅子ヶ谷市民の森、駒岡中郷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林、大本山總持寺などのまとまりある緑地等については、地下水かん養や、防災面でも大切な役割を持っているため、緑地保全制度等の活用により維持・保全し、区民が緑に親しめる場として活用を図ります。その他区内に残る樹林地については、所有者の協力を得ながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度により保全します。

(2) 誰もが親しめる自然・水と緑の環境づくり

公園や鶴見川沿いのオープンスペースなど、公有地の水と緑の環境を適切に維持管理します。また、私有地の緑の減少の抑制と、身近な空間における緑の創出を進め、豊かな水と緑を感じられる暮らしの環境をつくります。

ア 公共空間の環境づくり

- 緑の環境にふれあえる身近な公園等を、地域特性に応じて整備し、公園愛護会等と連携して持続的に維持管理します。
- 鶴見川沿いは、大曲広場が整備された駒岡河川敷やリバーサイドガーデン等を中心として、水辺に親しむ様々なイベントや学校での学習に活用します。
- 公共施設においては、屋上緑化、壁面緑化などをはじめとした積極的な緑化を推進します。
- 駅周辺、幹線道路沿いにおいて、快適な生活環境を形成するよう街路樹などの植栽を充実します。
- 二ツ池公園は、多様な生物の生息環境として保全するとともに、区民が身近に自然に親しめる憩いの場として活用します。

イ 公民連携による環境づくり

- 私有地の屋上緑化、壁面緑化及び地面緑化等を行う場合に支援を行い、多くの人を訪れる場所を緑化するなど、まちの特性にあわせた豊かな緑の空間づくりを進めます。
- 地域が主体となって進める花や緑の多い街路空間づくり、まちかど花壇づくり、歴史的資源やオープンスペースを活用した緑化活動、担い手の育成支援、又はこれらの計画づくり等を支援し、地域にふさわしい緑化を推進します。
- 故事、来歴や由緒があり、地域住民に古くから町の象徴として親しまれている樹木を、名木古木として指定登録し、所有者等との協力により良好に管理し、保存します。
- 北寺尾地区の地域の活動により、国道1号線沿いに一体感のあるまちの景観として創出した緑の保全を推進します。

ウ 京浜臨海部における緑の創出

- 京浜臨海部においては、京浜の森づくりによる企業敷地や公共用地の緑地の拡充による豊かな緑の環境づくりを企業、市民団体等と協働して進めます。
- 末広水際線プロムナード、大黒ふ頭先端緑地、海芝公園等の海辺の緑地は、港の活動や海を身近に感じられる空間及び海からの視点にも配慮した景観上の緩衝帯として緑の維持保全、充実を図ります。

(3) 脱炭素・低炭素型まちづくり

市民、事業者、行政の環境への意識を高めながら、効率的なエネルギー利用、環境負荷の少ない都市基盤の整備、3Rの推進、ヒートアイランド現象の緩和等、より地球環境にやさしい暮らしの仕組みを整える脱炭素・低炭素型まちづくりを進めます。

ア 環境に配慮した建築物

- 再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム、HEMSの導入やCASBEE横浜の普及等により、エネルギー効率のよい環境配慮型の都市施設、建築物への転換を図ります。
- 事業者との連携や、市民相談等の充実により、省エネルギー住宅、長寿命住宅等への転換を図ります。

イ 環境負荷の少ない都市基盤整備と取組の推進

- 道路、上下水道等の施設の長寿命化と環境配慮型施設への転換を進めます。
- 公共交通をより利用しやすいものとするとともに、より安全で快適な徒歩や自転車による移動を可能にする環境整備や仕組みづくりを進めます。
- 燃料電池自動車等をはじめとした次世代自動車の普及促進を図ります。
- 3R（廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を市民・事業者と連携して推進し、地域の美化と環境負荷低減を図ります。
- 土壌混合法の普及により、生ごみの資源化、減量化を進めます。

【コラム】 鶴見川クリーンキャンペーン

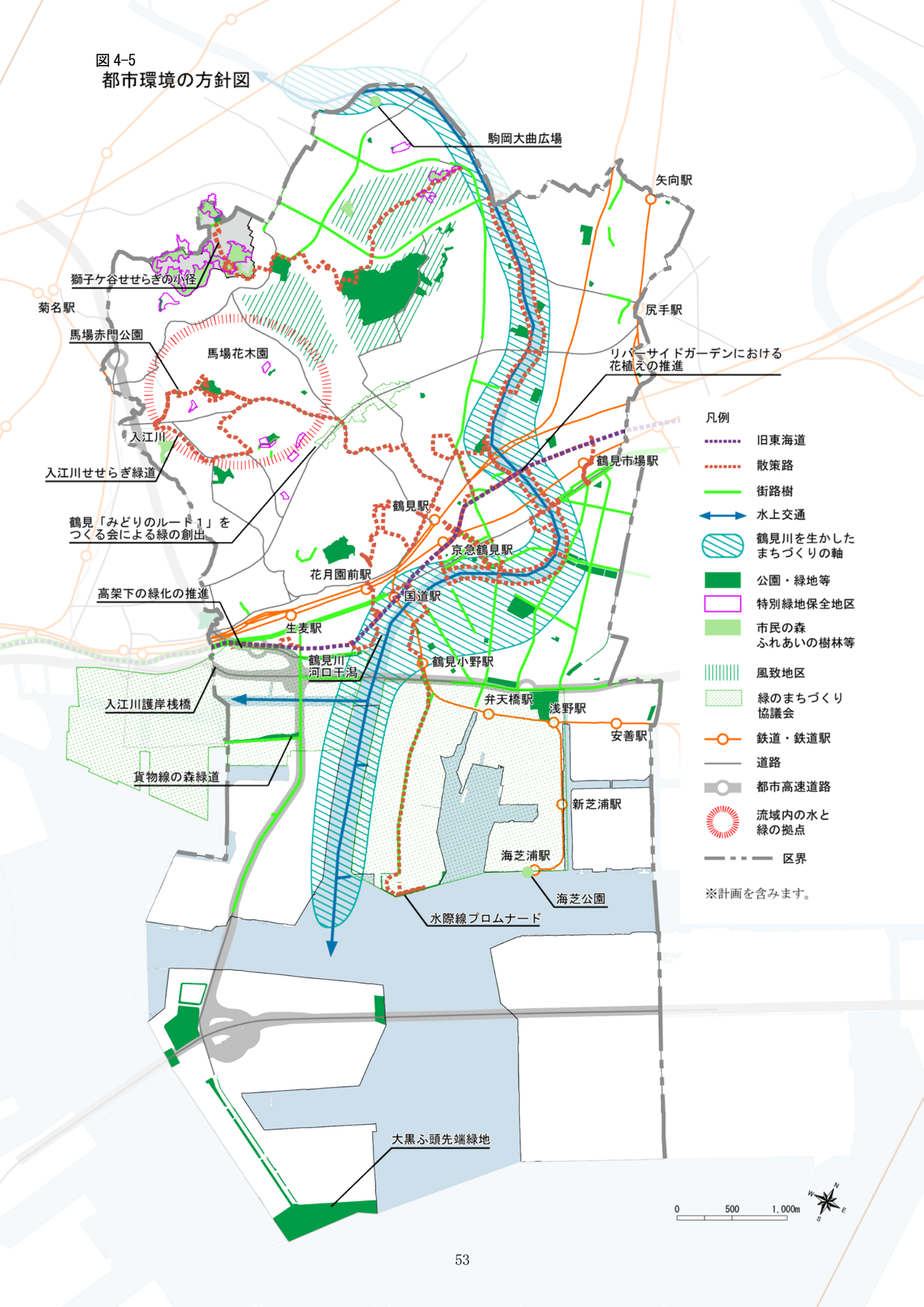
「鶴見川クリーンキャンペーン」は、鶴見川の桜の植樹や清掃などの維持管理活動を行う鶴見川桜・緑化実行委員会が、自治会・町内会や区内企業、小中学校等に声をかけ、平成24年度から春と秋の年2回桜並木周辺の除草・清掃活動を総勢200人規模で実施しています。川沿いの清掃は、これまで周辺住民や市民団体が個別に行っていましたが、鶴見川をきれいにしたいという共通の思いから、「みんなでやろう」と協力し、実現しました。

川沿いの自治会・町内会では定期的な清掃活動を実施したり、川辺のクリーンアップや桜マップの制作・配布、桜の名札づくりなど、区民の誇りとなる鶴見川を生かしたまちづくりに取り組んでいます。



活動の様子

図 4-5
都市環境の方針図



4 歴史・景観・文化を生かした魅力づくり ～都市の魅力の方針～

【基本的考え方】

区民や鶴見区で働く人が、地域に愛着や誇りを持てるよう、**歴史や景観の保全・活用、多様な文化の共生**により個性ある区の魅力づくりを進めます。また、多様な地域コミュニティの交流を生み出す活動の場づくりにより、地域生活の魅力を高めるとともに、取組の支援等を通じて、地域の担い手の活動の活性化と、自立した地域のまちづくりを推進します。

【課題】

- 自然資源及び歴史資源の継承
- 水辺の景観を楽しむ仕組みづくり
- 観光都市としての魅力発信
- 多文化共生の環境形成

【方針】

(1) 区の個性を生かした魅力づくり

地域で大切にされてきた歴史・文化や、豊かな自然的景観、良好な街並みを守り、後世に伝えていくとともに、地域資源をつないでいる旧東海道や鶴見川、海辺の環境などを生かしながら、区の魅力を発信します。

ア 自然資源及び歴史資源の維持保全

- 旧東海道においては、沿道の区民や事業者の協力のもと、歴史を感じさせる景観づくりについて検討を進めます。
- 響橋に代表される区内の歴史的な遺構、大本山總持寺など由緒ある社寺等については、区の歴史文化を伝える資源として大切に後世に伝えていくとともに、これらの歴史資源を生かした魅力づくりを進めます。
- みその公園横溝屋敷及び馬場花木園拡張予定地内の旧藤本家住宅のように景観的に重要な建造物について、歴史的建造物の登録、認定制度等を活用し、確実な維持保全を進めます。

イ 水と緑の環境の維持保全

- 獅子ヶ谷市民の森や三ツ池公園周辺の樹林地、みその公園横溝屋敷周辺の農地、鶴見川周辺の環境、社寺林等については、土地所有者等とともに保全に努め、豊かな自然的景観の維持向上を図ります。

ウ 個性ある街並み形成と魅力を生かした環境形成

- 鶴見川沿いは、健康みちづくりのルートとして区民が散策を楽しめる快適で魅力ある環境づくりを行います。また、鶴見川クリーンキャンペーンなどの取組を進め、区民とともに魅力的な景観づくりに努めます。

エ 海辺の景観を生かした眺望づくり

- 海のまちでは、緑の拠点や軸の形成を目指し、公園や緑地の適切な配置を進めるとともに、きれいな海づくり、景観形成、生物多様性に配慮した環境づくりなど、魅力ある水辺環境の整備を進め、就業者や来街者に開かれた憩いの場として潤いのある環境整備を進めます。海芝浦駅及び末広水際線プロムナード等では、海辺の景観を生かした眺望づくりを進めます。
- 海からの眺めを貴重な資源として捉え、水上交通の観光利用について検討を進めます。

オ 魅力の発信

- 歴史的資源、樹林地、川辺の道などをつなぐ散策路のネットワークを発信し活用します。
- 区民、区内大学、民間企業等の知的資源の活用や人材との連携によって、区の魅力を高めます。
- 鶴見区の魅力を発信することで、区外からの集客を促進し、地域経済の活性化を図る「千客万来つるみプロモーション事業」を進めながら、区内外から多様な人を惹きつけ、区の新たな観光資源を創出します。
- 京浜臨海部では、民間企業と連携をしながら、地域の技術や環境等の取組の発信や、インダストリアルエンターテイメントの機能を備えた地域形成を目指します。

(2) 多様な地域コミュニティの交流を生み出す環境の充実

地域コミュニティの活動の場を適切に確保し、区民一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らすことのできる地域づくりにつなげます。あわせて、国際色豊かな人たちとまちの魅力を発信し、誰もがお互いを尊重しながら共に暮らせる多文化共生のまちづくりを推進します。

ア 地域コミュニティのための環境整備

- 区民の文化活動の活性化を図り、地域における交流を促進するため、区民利用施設のほか、民間施設の地域交流スペースを効果的に活用します。また、区民利用施設の広域連携も進めます。
- 自治会、町内会館については、地域コミュニティの場として活用を進め、施設の改善に対して支援を行います。
- 新旧の住民の交流、自治会・町内会とボランティアグループの交流、外国人との交流など、多様な人々が交流する場づくりを進めます。
- スポーツを通じて、区民の体力向上や、地域交流に資する取組を進め、身近な場所でスポーツに親しむ場づくりを進めます。
- 公園や身近な道路の美化、緑化、維持管理などの活動を区民や事業者と連携して進めます。公園は、プレイパークをはじめ子どもが伸び伸び遊ぶことができる場、多世代が交流できる場として活用します。
- コミュニティハウスが充足していない地域においては多様な手法による整備を検討します。また、子育て支援施設や集会室などを、民間企業との連携によって機能確保を図るなど、協働による暮らしやすい環境づくりを進めます。

イ 多文化共生のまちづくり

- 多文化共生のまちづくりとして、言葉の壁や文化の違いを踏まえ、外国人も日本人も生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。また、「多文化のまち・鶴見」のPRを行い、鶴見区の魅力として区の内外に発信します。
- 市内在住外国人の生活支援、学習支援及び国際交流の拠点として、鶴見国際交流ラウンジ及び横浜市国際学生会館を活用します。また、鶴見国際交流ラウンジは、訪日外国人旅行者等、短期滞在者へも対応できるよう、機能強化します。
- 訪日外国人旅行者等の増加に対応するため、案内板や観光資源のPR等、多言語表示を拡げます。

図 4-6
都市の魅力の方針図



- 凡例
- 旧東海道
 - 散策路
 - 文化財等
 - 鶴見区のみどころ (みどころ90より)
 - 公園・緑地等
 - 農地
 - 学校
 - 区民利用施設等
 - 都市高速道路
 - 鉄道・鉄道駅
 - 道路
 - 区界
 - 高 標高
 - 低
 - 水面



5 産業基盤の強化とコミュニティづくり ～都市活力の方針～

【基本的考え方】

産業のグローバル化、生産機能の集約化、大型物流施設の進出など産業構造の変化に的確に対応しながら、京浜臨海部を中心として、人・もの・情報の集積、交流など、**経済活動の基盤となる環境整備**を行い、区の活力の維持・向上を図ります。また、地域に受け継がれてきた人々のコミュニティを生かしながら、商業、ものづくり、農地など、**地域ごとに特色ある活力形成の場の維持、充実**を図ります。あわせて、多様な世代が安心して住み続けられる住環境の改善を進め、都市生活や活動の場としての質を向上します。

【課題】

- 京浜臨海部の産業拠点としての活性化と防災対策
- 商店街の空洞化、衰退への対応
- 観光客の誘致
- 内陸部の工業集積地域における土地利用転換への対応

【方針】

(1) 京浜臨海部の再編整備

京浜臨海部においては、既存産業の高度化と、成長産業・新産業の創出等国際競争力のある産業拠点としての発展を目指し、事業環境の整備や企業への支援、基盤整備を推進します。また、港・水・緑などの資源を生かし、良好な就業環境や、市民にも開かれた憩いの空間を形成します。

ア 生産拠点・研究開発拠点としての環境整備

- 京浜臨海部を国際競争力のある産業拠点とするために、製造業の立地や高機能化を助成等の制度により促進し、生産機能の強化や成長・発展分野の強化、生産機能と連携した研究開発機能の強化等の産業振興を図ります。
- 末広地区は、新たな価値を生む産業であり続けるため、製造業等の技術開発を促進する研究開発機能の集積を図るとともに、バイオテクノロジーやライフサイエンス等の新たな成長産業分野の一層の集積・成長を進めます。
- 生産機能の再編等に伴い、遊休地が生まれる場合は、将来的な利用動向を把握しつつ、適切な土地利用の誘導を図ります。
- 研究開発向け施設や、コワーキングスペースの供給を促進するなど、公民が連携し、ベンチャー企業が活躍しやすい環境を整えます。

イ 物流拠点としての環境整備

- 羽田空港国際化を踏まえ、都心や世界とつながる優位な立地を生かしながら、物流施設の立地誘導を図り、ロジスティクス・ネットワークの中核的な拠点形成を図ります。
- ふ頭施設の再編整備や内陸部との役割分担を考慮した、適切な物流機能の配置、誘導を検討します。港湾物流の拠点となっている大黒ふ頭においては、輸出入機能の強化を図ります。
- 新たな物流施設の立地に際しては、産業や研究開発の拠点である京浜臨海部における土地利用のバランス、高速道路などの広域道路ネットワークによる交通利便性などの観点を考慮しながら、適切な誘導を図ります。

ウ 産業集積地としての基盤整備

- 産業集積地としての競争優位性を高める、鉄道、道路等の交通基盤整備を推進します。また、護岸の耐震化や高潮・津波対策、液状化対策等の地域の防災性を高める基盤整備を推進します。
- 再生可能エネルギーの利用促進や、エネルギーの効率的利用の推進、企業の連携によるエネルギー融通など環境に貢献する事業形態の拡大を図ります。
- 鶴見線やバス便の増強等により、交通アクセスの改善や利便施設の立地誘導等を事業者と連携して進め、魅力ある働く場としての整備を図ります。
- 京浜臨海部では国際MICE都市である横浜の産業拠点として、工場見学等を通じた、地域のにぎわいづくりに取り組むとともに、国内外からの訪問者に対応し、周辺観光資源や水上交通の活用を進めます。

(2) 地域の特色ある活力の向上

地域の特色や魅力となっている、鶴見駅周辺、商店街等の商業地、観光地、内陸部の工業地域及び農地の活力づくりを進めます。

ア 鶴見駅周辺

- 鶴見駅周辺は、業務、宿泊、会議等産業都市にふさわしい機能集積を図り、駅周辺の主要な生活拠点としての活力を高めます。
- 街並みと調和した建築や広告物の誘導、緑化の促進により、駅前の景観の向上を誘導します。また、低層部への商業、業務施設等の誘導により、にぎわいのある街並みを形成します。
- 鶴見駅周辺においては、駅前広場の利活用や歩行空間、店先空間の改善などを、区民や事業者等の意見を集め検討します。

イ 商店街等の区内商業地

- 商店街においては、事業者や商店会の主体的な取組を支援し、地域ごとのニーズ等に応じた魅力ある商店街づくりを推進します。
- 商店街のバリアフリー化により、誰もが安心して買物ができる環境整備を進め、周辺住民の身近な地域の生活環境を維持します。また、空き店舗等の利用の誘導や、地域コミュニティのための場づくりを通して、商店街の機能充実を図ります。
- 区内に新たに大規模店舗が立地する場合には、地域特性や出店地の実情を踏まえた交通対策、騒音対策、街並みづくりの調和、地域貢献等への配慮を誘導します。
- アジア、南米、沖縄等区内の個性ある事業者について情報発信を行い、商業の活性化を促進します。

ウ 観光・にぎわいづくり

- アジア、南米、沖縄等鶴見区ならではの多文化を実感できる店舗の集積や大本山總持寺、みその公園横溝屋敷、旧東海道等の歴史資源を生かし、地域及び関係団体とともに区の観光発展やまちづくりの推進を図ります。
- 区内団体、大学、民間企業及び地域住民と連携し、鶴見区の観光によるまちづくりを担う人材の育成や、交流を通じた鶴見の魅力向上策の検討を進めます。
- 京浜臨海部においては、製造業等における工場見学や研究内容の紹介、技術体験等、事業者と連携した地域のにぎわいづくりに取り組みます。また、海からの眺望を生かした水上交通の観光利用について検討を進めます。

エ 内陸部の工業集積地域

- 内陸部の工業地域は、地域の活力や雇用の場として、助成制度を活用しながら工場が操業を継続できる環境の維持・保全を図り、住宅との調和にも配慮したまちづくりを進めます。
- 高機能な工場・研究所の立地や機能転換に対する支援を強化することで、都心と近接した地理的優位性を生かした産業集積を促進します。
- 工業系の施設の立地誘導、省エネルギー化、緑化の推進等により、地域の活力づくり及び環境に調和する良好な工場の操業環境づくりを進めます。

オ 区北部を中心とした農地

- 昔をしのばせるのどかな景観を形成し、防災性の向上にも寄与する都市の中に残った農地は、都市の魅力の一つとして維持します。
- みその公園横溝屋敷及び東寺尾一丁目ふれあい公園の活用等により、区民が身近な農的空間や自然に触れる多様な環境づくりと、その担い手の発掘を進めます。

(3) 区の特徴ある住環境整備改善と保全の推進

子育て世帯や高齢者世帯などの暮らしに合わせた良好な住宅の供給や、地域で安心して暮らせる住宅周辺環境を整えます。また、本格的な高齢社会の到来を踏まえ、世代構成のバランスのとれた地域コミュニティの形成や、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる機能整備、地域で支え合える体制づくりを、地域福祉保健計画との連携により実現します。

ア 子育て世帯が住みやすい住宅の供給促進

○事業者との連携により、子育て世帯が住みやすい住宅の供給を促進します。また、大規模共同住宅の建築等に際しては、保育施設の適切な誘導など、子育てしやすい住宅市街地を形成します。

イ 高齢者向け住宅の供給促進

○高齢者向け住宅の供給促進や、住宅のバリアフリー化等の高齢者に配慮した居住環境づくりを推進します。また、入居支援や住み替え支援、福祉サービス情報の提供等を行い、高齢者が安心して自立した生活を継続できる住環境の形成を進めます。

ウ 既存住宅ストックの活用

○住宅の計画的な修繕や改修を支援し、既存の住宅を長く大切に使い続けられる住宅づくりを事業者等と連携して推進します。また、住宅性能表示等の普及や住み替えの支援等により、既存住宅の流通を促進します。

【参考】鶴見区地域福祉保健計画「鶴見・あいねっと」

「鶴見・あいねっと」(第3期計画期間:平成 28(2016)年度~32(2020)年度)とは、鶴見区を健やかに暮らせてつながりあうまちにするための「鶴見区地域福祉保健計画」の愛称です。公募で名付けられ「たすけあい・支えあい・人と人のネットワーク」の意味が込められたものです。鶴見区では、子どもも大人も、高齢者も障害者も、誰もが安心して生活できるまちづくりのための活動を「あいねっと」と呼び、区民の皆さん、関係団体・機関、事業者とともに進めています。

鶴見・あいねっとには、鶴見区全体計画と、連合町内会単位ごとに、地区の特徴を踏まえて取り組む活動をまとめた「地区別計画」の2層で構成されています。

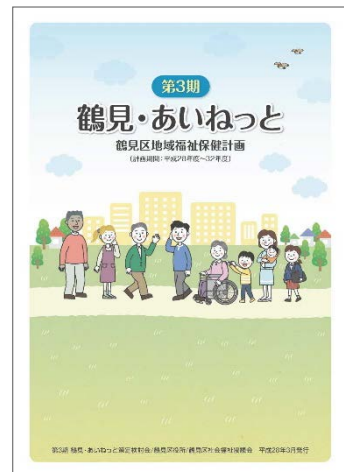
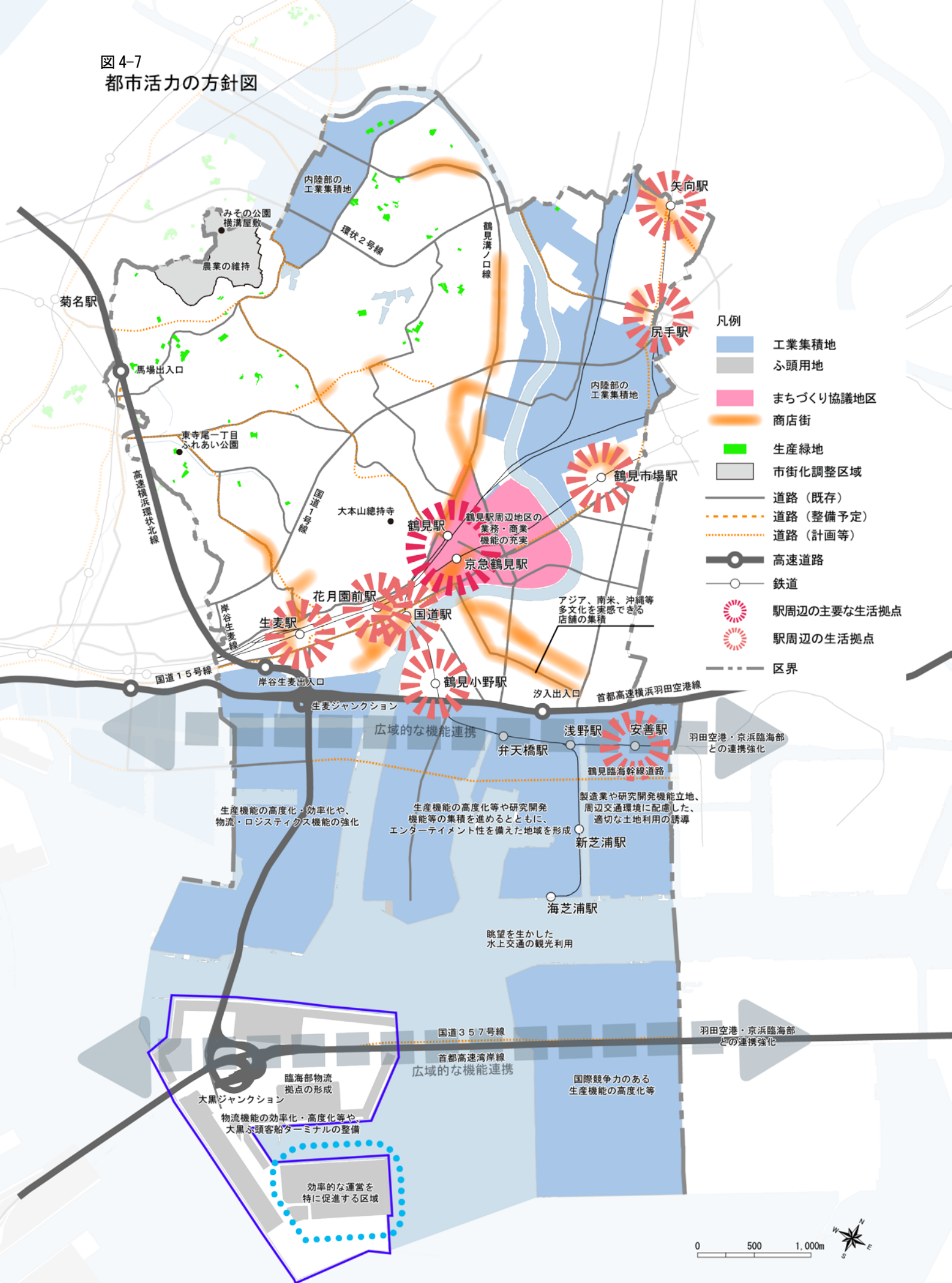


図 4-7
都市活力の方針図



6 安全・安心の住まいや環境づくり ～都市防災の方針～

【基本的考え方】

震災、風水害などの大規模災害において、人命を守るとともに、被害を抑制し、円滑な救助・復旧活動に資する都市機能を維持するため、**災害に強いまちづくり**を推進します。

あわせて、地域防災力の向上や事業者との連携など**防災体制を確立**し、災害への対応力の高い地域の仕組みを構築します。

また、**犯罪や空家への対策を強化**し、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めます。

【課題】

- 木造住宅密集市街地における地震火災対策
- 河川や沿岸部の防災対策
- 大雨等による土砂災害対策
- 地域における防災力の強化
- 帰宅困難者対策
- 管理不全な空家の対応

【方針】

(1) 震災対策

地震に強く、燃えにくい・燃え広がらないまちづくりを進めるため、広域及び地域の防災性向上に資する環境整備を推進します。また、大地震に伴う地盤の液状化や津波による被害を防止、軽減するため、区民や事業者の協力のもと必要な基盤整備を推進するとともに、区民や事業者の協力のもとに対策を強化します。

ア 建築物の不燃化、耐震化

- 幹線道路沿いの建築物の不燃化、耐震化を促進し、延焼遮断帯の形成と、避難路・緊急輸送路の確保を図ります。
- 住宅その他の民間建物の耐震診断、耐震改修を支援するとともに、横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針（以下「地震火災対策方針」という。）の対象地域では、古い建築物の除却や新築（耐震性能強化）を誘導します。

イ 地震火災対策重点路線の整備

- 地震火災対策方針で位置付けられる「地震火災対策重点路線」の候補路線について、着実な対応を図ります。

ウ ライフラインの耐震対策の推進

- 上下水道、ガス、電気、通信等ライフラインの耐震対策の実施、エネルギー供給や情報伝達手段の多重化・多様化や被災時の早期復旧体制の確立を、事業者と連携しながら進めます。
- 災害時の非常用電源としても有効に機能する再生可能エネルギーの普及やコージェネレーション等エネルギーシステムの自立強化を進めます。

エ 狭あい道路の拡幅

○狭あい道路整備促進路線を中心に、対象箇所の舗装等の支援を通して、道路の拡幅を進めます。

オ 小広場の確保

○地震火災対策方針の対象地域においては、小広場の確保など防災まちづくりの取組を進めます。

カ 円滑な消防活動ための環境整備

○消火栓、防火水槽等の整備、適切な維持管理を行い、円滑な消防活動ができる環境を整えます。

また、消防水利として河川を活用するために接続道路の改善・確保等の必要な整備を進めます。

キ 臨海部の防災対策

○臨海部においては護岸の耐震対策、地盤の液状化対策、工場施設の耐震対策等により、地域全体の防災対策を強化し、災害時の陸上輸送を代替補完する輸送基盤としての機能整備・維持を図ります。

ク 緊急時の物資輸送環境の整備

○緊急時の物資輸送網として、緊急輸送路の整備とともに防災船着場を積極的に活用できる環境を整えます。

ケ 津波防護施設の整備

○津波防護施設（堤防、突堤、護岸、胸壁（防潮堤）及び河川護岸など、津波やその河川遡上による浸水、浸食を防止するための施設）の点検、補強を行うとともに、安全性、有効性を高めるために新たに必要となる施設の整備を進めます。

(2) 風水害対策

崖崩れや洪水・内水氾濫や高潮などの風水害から人命を守るとともに、被害の拡大を極力抑制できる都市基盤を構築します。また、鶴見川の流域全体で対策が図られるよう、関係機関との連携を図ります。

ア 崖崩れのおそれがある区域の安全対策

○平成 29 (2017) 年 3 月に指定された、即時避難勧告対象区域をはじめ、崖崩れが予想される区域について、助成金制度の活用等により安全対策を推進します。

イ 局地的な大雨や台風に対応した施設整備

○大雨による被害を低減するため、区内や鶴見川流域全体において雨水貯留施設や雨水浸透施設による流出抑制対策を進めるとともに、雨水幹線をはじめとした下水道整備を推進します。

また、河川管理者を含む鶴見川流域水協議会等の関係機関と連携を図ります。

○河口部においては満潮時に生じる高潮・波浪による災害の発生を防止するため、高潮堤防の老朽化対策等の必要な整備を推進します。

○局地的な大雨の際などにおける河川水位の急激な上昇を抑制し、流域全体の水循環を再生させるため、公共施設及び民間施設での雨水貯留や敷地内での浸透施設の設置など流域対策を推進します。

○埋立地、港湾施設においては、高潮を予防するための護岸整備、護岸等のかさ上げ工事等、必要な海岸保全施設等の整備を進めます。また、施設・設備等を整備する場合、立地条件に応じて岸壁より高い位置への計画や、再開発事業などに伴う地盤のかさ上げ等、適切な高潮対策を誘導します。

ウ 洪水・内水氾濫時の避難

○民間施設管理者と協力して、洪水・内水氾濫時等には人々が迅速かつ安全に避難できる避難場所をまちの中に確保します。

エ 建築物の浸水対策

○建築物における地下部分の浸水対策について啓発を行うとともに、不特定多数の人が集まる事業所等に対しては、避難確保計画の策定等、対策に努めるよう要請します。

(3) 防災体制

「自助」、「共助」の考え方にに基づき、災害発生時の円滑な避難、住民等による応急救護活動や、地域の助け合いが可能となるよう、地域ごとの特性に即して必要な施設、設備を整えます。また、区民の防災意識の向上や日常からの備えを強化するため、啓発活動を推進します。あわせて、隣接する川崎市との連携により、防災活動、復旧、支援体制を強化します。

ア 帰宅困難者対策の推進

○区内の公共施設について施設の協力を得ながら必要に応じ、特別避難場所や帰宅困難者一時滞在施設等の支援施設として活用します。また、民間企業との連携強化を図ります。

イ 地域と連携した防災まちづくりの推進

○地域と連携して、身近な公園における防災施設の整備、行き止まりの改善、避難経路の安全対策及びまちの防災広場整備等を進めます。

○地域と連携しながら防災訓練等を通じて、災害ボランティア等地域防災の担い手の育成を進めるとともに、地域の防災力を高めます。また、病院と連携した医療訓練により応急救護体制の強化等を図ります。

ウ 啓発による防災意識の向上

○内水・洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ、津波からの避難に関するガイドライン等を活用し、防災意識の啓発を進めます。

○防災をテーマにした多様なイベント等により、区民等が防災活動に関わる機会を提供します。

エ 川崎市との連携

○隣接する川崎市（川崎区、幸区）との連携により、各区の地域性や資源を生かしながら、広域避難場所や地域防災拠点などの相互利用、合同訓練や各種の防災対策を協働して推進するなど、防災に関して緊密な連携と協力を行います。

オ エリアマネジメントによる防災体制の充実

○京浜臨海部では、地域ごとに異なる産業集積やまちづくりの視点を踏まえ、企業、行政と川崎市を含めた公民連携によるエリアマネジメントにより、防災体制を充実します。

(4) 防犯・交通安全

犯罪を未然に防ぎ、交通事故が少ない、安全で安心できる地域の環境づくりを、地域や学校、警察等地域に関わる多様な人との協力により推進します。

ア 防犯や交通安全対策の推進

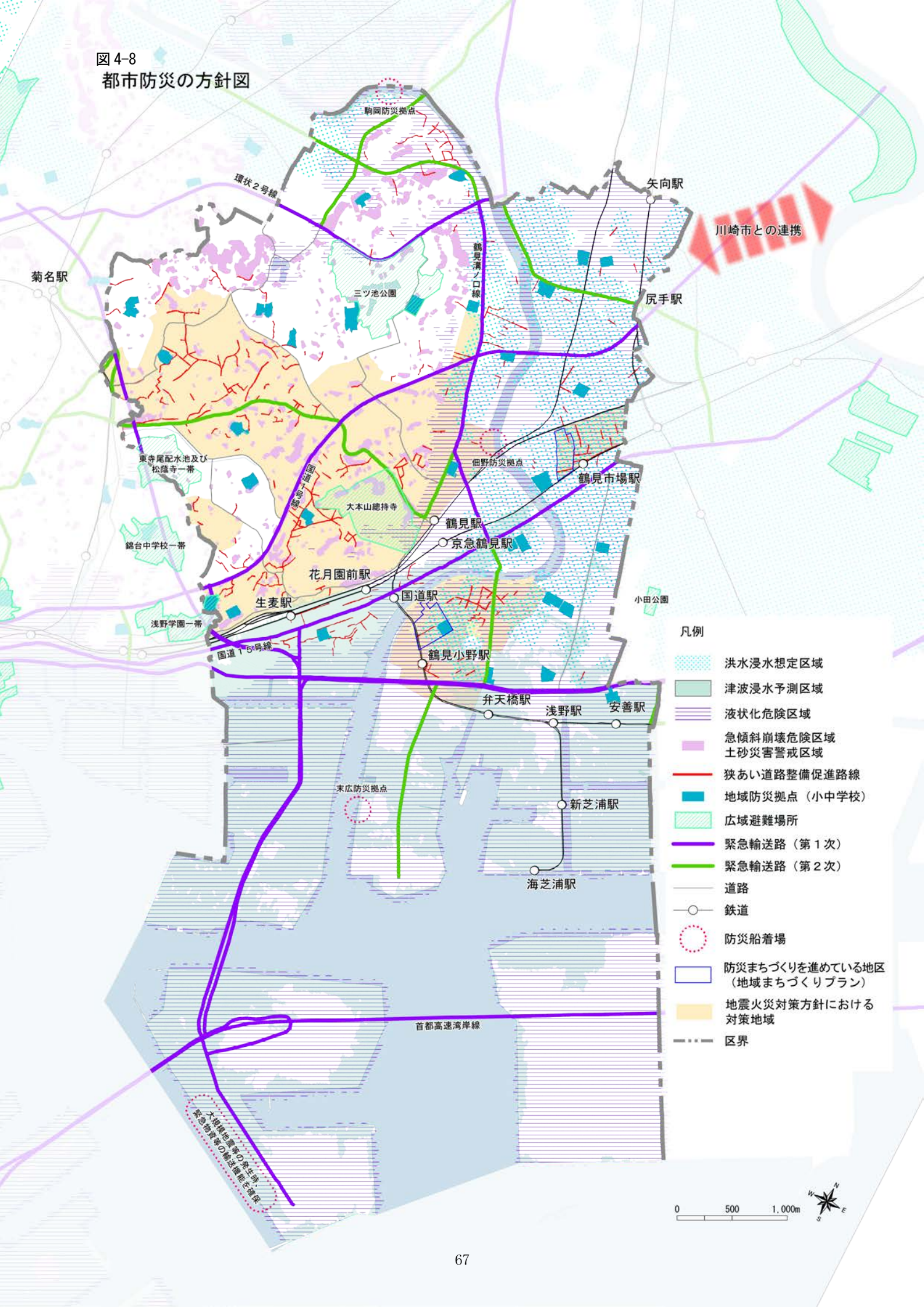
○防犯や交通安全対策等に関する地域での取組に対し、学校や警察とも連携して支援します。

○防犯パトロールや地域のコミュニティ施設などを防犯拠点とした活動を進めます。また、地域の実情に合わせて防犯灯の新規設置を行います。

イ 管理不全な空家の防止・解消

○防犯上の課題、火災等の危険性のある老朽化の著しい住宅の解消のため、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消を進めます。

図 4-8
都市防災の方針図



—小中学生が描いた絵 20年後の鶴見区—



【鶴見区制90周年賞】

「商店街」

商店街をイメージして描きました。未来には商店街が活気づいているといいなと思いかきました。色とりどりの花をかき、いきいきとした様子を表現しました。

生麦中学校3年 磯田 湊



【鶴見区長賞】

「もっと友だちがふえてほしいな〜」

ぼくは、もっと外国のお友だちがふえたらいいなと思ってこの絵をかきました。多くの人に、そうじ寺の大きな大そ堂を見てもらいたいです。そしていっしょに遊びたいです。

豊岡小学校3年 福井 奏太



【小学校低学年部門賞】

「鶴見川でおよいであそんで学校行こう」

鶴見川がきれいになり、たくさんの魚や人が集まり、泳いだりあそんだりして、楽しい場所になりました。大好きな学校にも泳いで行ける、そんな鶴見川になったらうれしいです。

豊岡小学校2年 川田 真綾

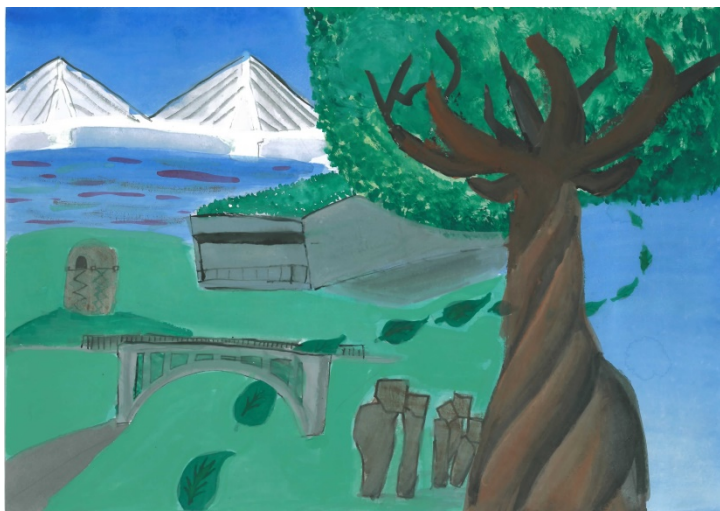
鶴見区は、平成 29 年 10 月に区制 90 周年を迎えました。鶴見区がますます魅力的で元気なまちになるよう、鶴見区内の小学生・中学生を対象に、「鶴見がこんなまちになったらいいな」「こんな鶴見のまちにしたいな」という夢を自由に描いたポスターを募集しました。その中で入賞した 6 作品をご紹介します。(学年は平成 29 年度当時)

【小学校高学年部門賞】

「ささえあう」

2本の木がささえあい1つの大きな木になるように、1人1人がささえあい、かわることで道が、自分がいまできることを少しでもやることで、未来が広がると思って描きました。

矢向小学校5年 窪 志帆



【中学校部門賞】

平和 ～PEACE～

平和で自然豊かな未来の鶴見」

奥にある建物は鶴見区役所をイメージしています。カラフルな花模様と魚模様の床は、キレイさと自然豊かさを、女の子は、平和でごみがなく美しい鶴見区を表しています。

市場中学校2年 伊藤 佳奈子



【特別賞】

「未来の鶴見駅」

未来の鶴見駅は、カラフルな特急列車が停まるようになったりモノレールが走っていたりしていたら、いいなと思います。鶴見駅がとても楽しくなると思います。

平安小学校6年 坂本 光佑

